

議第27号

高山市給水条例の一部を改正する条例について

高山市給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

水道法の改正に伴い改正しようとする。

高山市給水条例の一部を改正する条例

高山市給水条例（平成9年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第9条 給水装置を新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省</u>令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、撤去又は廃止しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第9条 給水装置を新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省</u>令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、撤去又は廃止しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省</u>令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省</u>令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
<p>(過料)</p> <p>第50条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、10,000円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第9条の承認を受けないで、給水装置を新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省</u>令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、撤去又は廃止した者</p>	<p>(過料)</p> <p>第50条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、10,000円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第9条の承認を受けないで、給水装置を新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省</u>令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、撤去又は廃止した者</p>

(2)~(5) (略)	(2)~(5) (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。